

災害が起きた時のごみ処理について

資源循環課資源循環推進係 ☎(64)3241

災害が発生した後に、片づけなどを行った際に出るごみが「災害ごみ」です。災害ごみの分別は、普段のごみの分別とは異なるため、いつも以上に手間がかかります。しかし、災害ごみを処理することが、復旧・復興への大きな一歩となります。速やかに処理を進めるためにも、ご協力をお願いします。

災害後の流れを確認しましょう

1. 地震、水害などの災害の発生



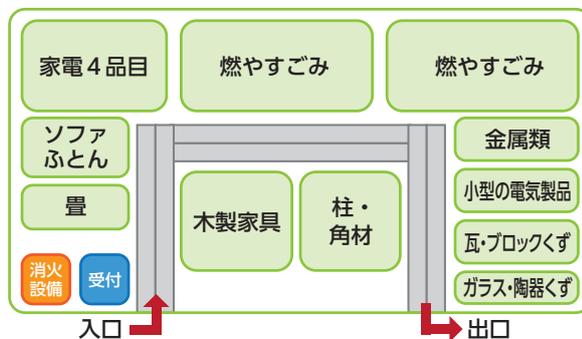
2. 自宅の片付け、ごみの分別



災害ごみの分別例

- ・燃やすごみ
(プラスチック、汚れた衣類)
- ・燃やさないごみ
(割れた食器、ガラス、金属類)
- ・家具 ・壊れた家電 ・畳

3. 仮置場まで運搬



仮置場の例

仮置場にはできるだけ、種類ごとに搬入いただくと、混雑緩和につながります。

災害ごみの仮置場の設置

- ・被害が大きい場合、市が災害ごみの「仮置場」を設置します。
- ・「仮置場」の設置場所、ごみの置き場所（分別）、持ち込み時間などは、広報かぬまや、市ホームページ、SNS、自治会等を通じて市民の皆さんにお伝えします。

災害時のごみの出し方、捨て方

- ・基本的に、災害時も通常のごみ収集は行います。生活で生じたごみは、普段と同じようにごみステーションに出してください。生ごみを優先的に回収するため、燃やさないごみ、資源物などの収集は、一定期間行わない可能性があります。
- ※災害ごみは、ごみステーションには出せません。



※注意

- ・仮置場以外の道路や空き地などに、ごみを捨てることは不法投棄（犯罪）になります。
- ・災害時も平時と同様に、事業所（仕事）のごみは、事業者自らが産業廃棄物として処理する必要がありますので、市は処理を行いません。